

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。ただし、条件を満たす場合には、随意契約により売払い又は貸付けすることが
 できる場合があります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さ
 らに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

問い合わせ先

011-709-2311

内線4475

令和8年8月7日現在

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 （平方 メート ル）	買受要望			借受要望							事務所等	担当	電話番号	備考 （※7）
				買受 要望	前回入札時 の最低売却 価格 又は 買受けの判 断に当たっ て参考とな る価格 （円） （※1）	前回入札の 公示日 又は 買受けの判 断に当たっ て参考とな る価格 の掲載時点	貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 （※6）				
							一時 貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け （※4）	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け （※5）							
1	室蘭市 西小路町98番4、同番5、同 番6	宅地	184.03	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
2	室蘭市 西小路町100番5、同番6	宅地	124.70	○	439,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
3	室蘭市 母恋南町3丁目50番18、同 番24、同番25、同番28	宅地 原野	3,186.67	○	1,500,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
4	室蘭市 山手町2丁目96番7、同番 61、99番7	宅地	4,340.47	○	非公表	H23.1.14	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
5	夕張市 沼ノ沢43番4、同番5	宅地	1,218.67	○	987,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
6	岩見沢市 北2条西8丁目25番1、同番 2、26番、27番1、同番2、 28番1、同番2	雑種地	894.21	○	1,970,000	R7.10.24	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
7	岩見沢市 鳩が丘2丁目303番	宅地	606.44	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
8	岩見沢市 東山10丁目18番1	雑種地	1,222.37	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
9	岩見沢市 日の出9丁目499番1、同 番2、500番、502番、512番 8	宅地	1,296.00	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
10	岩見沢市 美園2条6丁目16番1	宅地	207.08	○	2,050,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
11	岩見沢市 美園2条6丁目17番1、同番2	宅地	452.89	○	4,400,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
12	岩見沢市 美園2条7丁目33番2	宅地	300.25	○	3,430,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
13	岩見沢市 緑が丘6丁目295番8、同番 9、302番29、同番30	雑種地	701.31	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
14	苫小牧市 明徳町4丁目327番236	宅地	4,492.10	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
15	苫小牧市 元中野町3丁目3番6	宅地	1,280.00	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	建物有
16	美唄市 東5条南1丁目79番1058	宅地	396.06	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
17	滝川市 幸町2丁目86番86	宅地	164.34	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
18	滝川市 新町1丁目43番9、同番17	宅地	365.89	○	1,200,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
19	滝川市 東滝川町1丁目459番86	宅地	344.75	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
20	深川市 2条34番1	宅地	1,424.58	○	7,690,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
21	深川市 2条34番23	宅地	512.70	○	2,190,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
22	伊達市 館山下町2番99	原野	298.89	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
23	雨竜郡秋父別町 字秋父別1527番32	宅地	343.82	○	663,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方 メー トル)	買受要望			借受要望							事務所等	担当	電話番号	備考 (※7)
				買受 要望	前回入札時 の最低売却 価格 又は 買受けの判 断に当たっ て参考とな る価格 (円) (※1)	前回入札の 公示日 又は 買受けの判 断に当たっ て参考とな る価格 の掲載時点	貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 受付期間	借受参考 貸付料等 (※6)				
							一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)							
24	雨竜郡北竜町 字和2番18	宅地	483.20	○	603,000	H30.11.2	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
25	雨竜郡沼田町 南1条7丁目504番30、同番 31	宅地	524.98	○	586,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
26	白老郡白老町 字社台63番4	原野	289.14	○	421,000	R5.11.10	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
27	白老郡白老町 日の出町3丁目47番35	宅地	1,379.71	○	3,010,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
28	白老郡白老町 日の出町3丁目47番36	宅地	2,642.06	○	2,960,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
29	白老郡白老町 緑丘1丁目2番17	原野	255.22	○	1,080,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
30	白老郡白老町 緑丘1丁目2番18	原野	250.21	○	1,060,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
31	白老郡白老町 緑丘1丁目2番19	原野	365.23	○	1,490,000	R7.10.24	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
32	沙流郡日高町 字緑町1番4、9番14、同番 15、同番17、10番2、240番	宅地	2,087.49	○	3,400,000	R7.10.24	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
33	沙流郡日高町 字緑町11番50、同番53、20 番4、21番2、22番114	宅地	2,540.56	○	4,300,000	R7.10.24	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
34	新冠郡新冠町 字泉335番5	宅地	2,284.93	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
35	新冠郡新冠町 字泉335番23、同番24	宅地	595.32	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
36	浦河郡浦河町 大通1丁目62番、63番	宅地 雑種地	258.03	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
37	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番1	雑種地	641.71	○	1,030,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
38	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番2	雑種地	1,000.87	○	1,490,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
39	浦河郡浦河町 堺町西1丁目155番3	雑種地	574.69	○	904,000	R6.11.8	○	○	○	×	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
40	日高郡新ひだか町 東静内34番5、331番10、同 番17	宅地	1,643.73	×	—	—	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
41	日高郡新ひだか町 東静内48番1、49番1	宅地 原野	1,086.82	×	—	—	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
42	日高郡新ひだか町 東静内330番2、331番7	宅地	1,672.98	×	—	—	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	
43	日高郡新ひだか町 東静内347番1	宅地	3,602.33	×	—	—	×	×	○	○	個別照会	随時受付中	—	本局	第3統括 国有財産管理官	上記問い合わせ先の通 り	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合率や物件調査等の結果、変更となる場合があります。なお、国又は地方公共団体等から利用要望があった場合には、売払い又は貸付けできないことがあります。

(※1) 直近の入札の際に公告した最低売却価格(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。)又は括弧書きで相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)に基づき国庫に帰属した土地の買受付けの判断に当たって参考となる価格として、国有財産台帳価格を掲載しています。当該台帳価格については、「国有財産評価基準について」(平成13年3月30日付財理第1317号)に基づき、取引条件又は市場の状況に応じた修正を行う場合があります。
なお、一般競争入札や随意契約により売り払う場合には、実際の売払価格と表に掲載する価格とが大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング(時間貸し・月極)、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。

(※5) 「一般定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が50年以上の貸付けです。

(※6) 「借受参考貸付料等」は、一時貸付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低貸付料(予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。), 「貸付けの種類」、「貸付期間」及び「貸付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低貸付料と「借受参考貸付料」は大きく異なる場合があります。

(※7) 「建物有」と表記のある物件は、原則、建物敷地以外の貸付けとなります。